

## ○鳥羽志勢広域連合建設工事検査規則

（平成13年8月21日）  
規則第9号

改正 平成22年12月3日規則第4号

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 検査の通則（第7条～第13条）
- 第3章 完成検査（第14条～第17条）
- 第4章 出来高部分検査（第18条・第19条）
- 第5章 中間検査（第20条）
- 第6章 雑則（第21条・第22条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、法令その他別に定める場合を除くほか、鳥羽志勢広域連合が行う工事の検査について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 鳥羽志勢広域連合建設工事執行規則（平成13年鳥羽志勢広域連合規則第8号。以下本条において「工事執行規則」という。）第2条に規定する建設工事をいう。
- (2) 検査職員 広域連合長が検査を命じた者をいう。
- (3) 課長 工事を直接施工する所管課の長をいう。
- (4) 監督職員 工事を監督する職員をいう。
- (5) 請負者 鳥羽志勢広域連合会計規則（平成12年鳥羽志勢広域連合規則第1号）及び工事執行規則の規定により工事の請負を締結した者をいう。
- (6) 受注者 工事執行規則の規定により工事の委託を締結した者をいう。

（検査）

**第3条** 工事に係る完成検査及び出来高部分検査は、すべて検査職員が行うものとする。

2 検査職員は、工事の施工途中において必要により中間検査を行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、広域連合長が特に必要があると認めるときは、検査に関する事務の一部を検査職員以外の者に委託することができる。

（指示権限）

**第4条** 検査職員は、第10条の規定により別に定める検査の基準及び第14条第3項の別に定める検査要領に基づき、工事の改善を図るため、課長、監督職員又は請負者若しくは受注者に対し、設計、施工技術等について指示することができる。

（検査の執行）

**第5条** 検査は、広域連合長の命を受けて行うものとする。

2 1件の当初設計金額が200万円を超える工事の検査は、原則として課長以外の検査職員が行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りでない。

（検査の判定等）

**第6条** 検査職員は、検査を行う場合には、あらかじめ検査の対象となる工事の内容、契約条項、仕様書等を熟知しておかなければならない。

2 検査職員は、厳正かつ公平に検査を行い、合格又は不合格の判定をしなければならない。この場合において、合否の判定がしがたい事項については、広域連合長に報告し、その指示を受けなければならない。

## 第2章 検査の通則

（検査命令等）

**第7条** 広域連合長は、工事完了後、当該工事の検査職員を指名するものとし、課長は、請負者又は受注者にその旨通知するものとする。

（検査の立会）

**第8条** 請負者若しくは受注者又はその代理人並びに監督職員及び課長の命じた者は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従わなければならない。

（検査の手続）

**第9条** 課長は、工事の検査を受けようとする場合は、当該工事完了後、検査要求書（様式第1号）を広域連合長に提出しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の要求書に基づき当該工事の検査を決定し、検査決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 請負者又は受注者は、工事の検査を受けようとする場合は、工事完成報告書（様式第4号）、委託業務完成報告書（様式第4号）又は出来高部分検査要求書（様式第6号）を広域連合長に提出しなければならない。
- 4 広域連合長は、工事完成報告書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受領した場合には、14日以内に検査しなければならない。
- 5 請負者又は受注者は、中間検査を受けようとする場合は、中間検査要求書（様式第6号）を広域連合長に提出しなければならない。  
（検査の方法等）

第10条 検査職員が行う検査の方法及び基準は、別に定める。

- 2 検査職員は完成検査及び出来高部分検査について、別に定める検査基準により評定しなければならない。
- 3 請負者又は受注者は、前2項に規定する検査の方法及び採点基準について、異議を申し立てることができない。  
（改善等の命令）

第11条 検査職員は、検査の結果、不合格の部分がある場合には、当該工事の請負者又は受注者に対し、その不合格の部分について、期間を定めて工事の改造、補修又は補正を手直命令書（様式第7号）又は委託業務補正命令書（様式第8号）により命令し、又は指示しなければならない。ただし、手直工法等については、あらかじめ課長と協議しなければならない。  
（再検査）

第12条 請負者又は受注者は、前条に規定する命令を受けた場合には、その命令する期間内に手直工事又は補正工事を完成しなければならない。

- 2 請負者又は受注者は、前項の手直工事又は補正工事が完成した場合は、手直工事完了報告書（様式第9号）又は委託業務補正完了報告書（様式第10号）を広域連合長に提出し、改めて検査を受けなければならない。  
（検査の復命）

第13条 検査職員は、検査を完了した場合には、復命書（様式第11号）で速やかに復命しなければならない。この場合において、完成検査及び出来高部分検査に係るものにあつては、工事成績調書（様式第12号）を添えなければならない。

- 2 検査職員は、測量、調査又は設計に係る検査を完了した場合には、前項の規定にかかわらず、復命書に設計業務等成績調書（様式第13号）を添えて、速やかに復命しなければならない。

### 第3章 完成検査

（出来形検査）

第14条 完成検査は、契約書、仕様書、設計書及び図面（以下「契約書等」という。）に基づき工事の出来形の適否、工事の執行状況等を現地において検査しなければならない。

- 2 検査職員は、前項の検査をする場合には、特に規格、品質、数量等を測定検査し、その出来形が契約書等に適合しているか否かを確認しなければならない。

- 3 検査職員は、測量、調査又は設計に係る検査をする場合には、前2項の規定にかかわらず、別に定める検査要領に基づき検査しなければならない。

（書類判定）

第15条 検査職員は、地中又は水中等外部に現れない工事で、その適否の判定が困難な場合は、監督職員から工事施工の状況等を聞くとともに、記録、写真、資料その他の関係書類に基づいて判定するものとする。

（破壊検査等）

第16条 検査職員は、必要があると認めた場合は、破壊検査又は特殊検査を行い、出来形の適否を検査するものとする。この場合において、破壊検査のための破壊は、必要最小限に留めなければならない。

（貸与品及び支給材料の状況把握）

第17条 検査職員は、検査に係る工事について、貸与品又は支給材料がある場合は、関係書類に基づきその保管、使用、返納等の状況を把握し、その適否を判定しなければならない。

### 第4章 出来高部分検査

（出来高部分検査）

第18条 出来高部分検査は、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、その出来高を確認するために行うもので、完成検査の重複執行を妨げないものとする。

（出来高部分検査の方法）

第19条 出来高部分検査の方法は、第3章の規定を準用する。

## 第5章 中間検査

（中間検査）

第20条 検査職員は、必要があると認めた場合又は第9条第5項の規定により中間検査要求書の提出があった場合は、工事の施工途中において、その出来高部分について検査しなければならない。

2 前項に規定する検査の方法は、第3章の規定を準用する。

## 第6章 雑則

（検査のための調査等）

第21条 検査職員は、工事現場に立ち入り、請負者又は受注者及びその使用人又は監督職員等に対し、口頭若しくは書面により説明を求め、質問し、又は必要な書類を提示し、若しくは提出させることができる。

（雑則）

第22条 この規則に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月3日規則第4号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

検査要求書

第 年 月 日 号

鳥羽志勢広域連合長 様

所管課長名

印

完 成

次の工事について、出来高部分検査を要求します。

中 間

1 工事番号及び工事名

2 工事場所

3 請負者住所又は所在地

氏名又は商号及び代表者氏名

4 契約工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

5 完 工 年 月 日

6 契約代金額 当初 円  
変更 円  
変更 円  
〔うち消費税額及び  
地方消費税額 円〕

7 検査施行日 年 月 日

8 監督職員氏名

様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

鳥羽志勢広域連合長

検査決定通知書

年 月 日付けで要求のあった検査について、次のとおり決定する。

- 1 工事番号 年度
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 5 監督職員
- 6 検査種別
- 7 検査日 年 月 日
- 8 検査職員

様式第3号（第9条関係）

工 事 完 成 報 告 書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び 印  
代表者氏名

次の工事を完成しましたから、報告します。

1 工事番号及び工事名

2 工 事 場 所

3 請負代金額

円

〔うち消費税額及び  
地方消費税額 円〕

4 工 期

着手 年 月 日  
完成 年 月 日

5 完成年月日

年 月 日

※受理

年 月 日 監督職員氏名 印



様式第4号（第9条関係）

委 託 業 務 完 成 報 告 書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び 印  
代表者氏名

次の委託業務を完成しましたから、報告します。

1 委託業務番号

及び委託業務名

2 委託業務施行場所

3 業務委託料

円

〔うち消費税額及び  
地方消費税額 円〕

4 履行期間

着手 年 月 日  
完成 年 月 日

5 完成年月日

年 月 日

※受理

年 月 日 監督職員氏名 印

様式第5号（第9条関係）

出来高部分検査要求書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び 印  
代表者氏名

次の工事について、第 回 の出来高部分検査を要求します。

1 工事番号及び工事名

2 工事場所

3 契約工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 請負代金額 円  
〔 うち消費税額及び 円  
地方消費税額 円 〕

※受理 年 月 日 監督職員氏名 印

様式第6号（第9条関係）

中間検査要求書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び 印  
代表者氏名

次の工事について、中間検査を要求します。

1 工事番号及び工事名

2 工事場所

3 契約工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 契約代金額 円  
〔うち消費税額及び  
地方消費税額 円〕

5 中間検査を受けよう  
とする出来形部分

6 検査場所

7 検査執行希望日 年 月 日

※受理 年 月 日 監督職員氏名 印

## 様式第7号（第11条関係）

## 手直命令書

年 月 日

様

検査職員氏名

印

鳥羽志勢広域連合建設工事検査規則第11条の規定により、次のとおり手直しを命ずる。

工事番号 及び工事名	第 号	工事場所	
着手年月日 完成年月日	年 月 日 年 月 日	契約金額	
検査立会人		検査年月日	年 月 日
手直事項			
指示事項			
手直期間	年 月 日 年 月 日	手直完了 後の検査	再検査

上記の手直事項をお請けします。

年 月 日

請負者・受注者

印

検査職員

様式第8号（第11条関係）

委託業務補正命令書

年 月 日

様

検査職員氏名

印

鳥羽志勢広域連合建設工事検査規則第11条の規定により、次のとおり補正を命じます。

委託業務番号及び 委託業務名		委託業務 施行場所	
着手年月日 完成年月日	年 月 日 年 月 日	契約金額	円
検査立会人		検査年月日	年 月 日
補正事項			
指示事項			
補正期限	年 月 日		

上記補正事項をお請けします。

年 月 日

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

印

検査職員 様

## 様式第9号（第12条関係）

## 手直工事完了報告書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

住所又は所在地  
 請負者 氏名又は商号及び  
 代表者氏名 印

次のとおり、手直工事が完了したので報告します。

工事番号 及び工事名	第 号	工事場所	
手直命令 (指示者) 氏 名		手直期限	年 月 日
指示年月日		手直工事 完了年月日	年 月 日
手直指示 事 項			
措置事項			

様式第10号（第12条関係）

委託業務補正完了報告書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

住所又は所在地  
 請負者 氏名又は商号及び 印  
 代表者氏名

補正命令を受けた次の業務委託については、補正が完了したので報告します。

委託業務番号及び 委託業務名		委託業務 施行場所	
		補正期限	年 月 日
指 示 年 月 日	年 月 日	補正完了 年 月 日	年 月 日
補 正 事 項			
措 置 事 項			

※受理 年 月 日 監督職員氏名 印

様式第11号（第13条関係）

復 命 書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

検査職員氏名 印

年 月 日実施した 検査の結果は、次のとおりでした。

工事番号及び工事名		
工 事 場 所		
契 約 金 額		円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
※手直補正金額		円
請負者又は受注者		
監 督 職 員		職氏名
立 会 人	発 注 機 関	
	請負者又は受注者	
工 期	着 手	年 月 日
	完成予定	年 月 日
	完 成	年 月 日
※手直補正命令年月日		年 月 日
※手直補正完了年月日		年 月 日
※手直補正措置事項 確認書		年 月 日
検 査 結 果		合 格 不 合 格

(注) 手直補正検査以外の検査の場合には、※印欄に記入しないこと。



様式第12号 (第13条関係)

工 事 成 績 調 書

工事番号	年度	工事名					請負者の住所 又は所在地 氏名又は商号 及び代表者 氏 名	㊦
工事場所								
工 事 成 績 評 定 表							所 見 の 欄	押印の欄
考查項目	細 別	監督職員	課 長	小 計	検 査 員	出来高部分検査	検査職員	
施工体制	施工体制一般						課長	
施工状況	施工状況一般							
	工程管理							
	安全対策							
	対外関係							
出来形 及び品質	出来形管理						監督職員	
	品質管理							
	書類整理							
法律管理	建設業法等							
	環境対策等							
	再生資源の利用 促進							
出来栄え	出来栄え							
工事施工環境・施工条件の 増	減							
評 定 点 計		① 65 点	② 65 点	③ 点	④ 60 点	⑤ 60 点	⑥評定点合計	点

- (注) 1 ③は、①×0.3と②×0.2の合計点とする。  
 2 評定点合計は、出来高部分検査がなかった場合は、③+④×0.5=⑥、あった場合は、③+④×0.3+⑤×0.2=⑥とする。  
 3 出来高部分検査は、検査職員が評定する。  
 4 ①から⑥までの点数は、小数点以下を四捨五入し、整数とする。

様式第13号 (第13条関係)

設計業務等成績調書

工事番号	年度	委託業務名				
委託業務 施工場所					受託者	
設計業務等成績評定表						
考 査 項 目	監 督 職 員	課 長	小 計	検 査 職 員	検査職員印	
業務の実施計画段階					課長印	
業務の遂行段階					監督職員印	
業務の成果品					備 考	
受託者に起因する事故減点					③×α+④×β=⑤	
評 定 点 計	① 60 点	② 点	③ 点	④ 60 点	× × = ⑤評定点合計 点	

- (注) 1 設計業務は、α=0.4、β=0.6とする。  
 2 測量業務、地質調査及び単純調査等業務は、α=0.5、β=0.5とする。  
 3 計画検討及び解析等調査業務は、α=0.6、β=0.4とする。  
 4 ①から⑤の点数は、小数点以下を四捨五入し、整数とする。